告

示

目

次

右

同

平成 +

車両制限令第三条第一項第三号に規定する道路の指定..... 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路の指定... 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明 同法第十条第二項の規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告..... 道路の供用の開始...... 道路の区域の変更..... 保安林の指定..... 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定.. 一級建築士試験及び木造建築士試験の施行 同...... 告 (建築住宅課) ...

同

: : :

同同

公

右

右

第三千五十五号

(水曜日) 三月四日

号の規定により公示する。

| いちい薬局 | 原旭町店 | 名 |
|-----------------|---------|-------|
| 薬局深浦町 | 局五所川 | 称 |
| 西津軽郡深浦町 | 五所川原市旭町 | 所 |
| .軽郡深浦町大字関字栃沢四〇の | 五の七 | 在 |
| 図OのIII | | 地 |
| " | 平成三・三 | 指定年月日 |

青森県告示第百十三号

(道

路 同 政

課 :

:

関店

(障害福祉課) ...

課 :

る同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第二項の規定により、

平成二十一年三月四日

(文県

化生

:

三

同同

: :

保安林の所在場所

껃 끄디

青森県知事

Ξ 村 申

吾

先 (以上三筆地先について次の図に示す部分に限る。

上北郡六ケ所村大字出戸字棚沢一四九の二地先・一四九の二一

地先・七

— 地

保安林指定の目的

同

同

Ħ. 껃

同

: :

飛砂の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

示

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 青森県告示第百十二号

自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九条第 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

平成二十一年三月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保安林の所在場所

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

水産部林政課及び六ケ所村役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青森県告示第百十四号

る同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林として指定するので、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、 同法第三十三条第六項において準用す

平成二十一年三月四日

青森県知事 Ξ

吾

|地先 (以上四筆地先について次の図に示す部分に限る。) 三沢市大字三沢字浜通八八五の一地先・八八七地先・九 二の一地先・九

保安林指定の目的

飛砂の防備

指定施業要件

 \equiv

村 申

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 次のとおり 青森県告示第百十五号

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月三日まで青森県県土整備部

道路課において一般の縦覧に供する。

<u>_</u>の

平成二十一年三月四日

村 吾

| 2 | | 1 | | 番図号面 |
|------------------------------|-----------------------|--------------------------------|-----------------------|----------------|
| 県 | | 県 | | 種道路 |
| 道 | | 道 | | 類の |
| 弘岩 前崎 線西 | | 南 部 田 子 | | 路線 |
| 屋 | | 子 線 | | 名 |
| 中津軽郡西目屋中津軽郡西目屋 | 中津軽郡西目屋中津軽郡西目屋 | 三戸郡南部町大 | | 变 |
| 村大字藤芸 | 村大字藤平 | (字沖田面字桑ノ木田二八の二まで)字沖田面字上村三四の一から | | 更 |
| 川字瀬 東 上 沢 上 沢 | 川字瀬 東 水上 上 | | | の |
| 八三のの一の | 九四のから | | | X |
| までから | まで | | | 間 |
| 5 | | | | |
| 後 | 前 | 後 | 前 | 前変 後更 別の |
| 一一・〇〇メートルまで | 二二・〇〇メートルまで七・〇〇メートルから | 一九・八五メートルまで八・六〇メートルから | 一五・二五メートルまで四・二〇メートルから | 敷地の幅員 |
| 一、一回〇・〇〇メートル | 二、九九〇・〇〇メートル | 八九〇・〇〇メートル | 八八九・〇〇メートル | 敷地の延長 |
| | | | | 備考 |

立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

次のとおりとする。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

青森県知事 Ξ 申

青森県告示第百十六号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年四月三日まで青森県県土整備部

平成二十一年三月四日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

| 南部田子線 | 三国四〇号 | 路線名 |
|--|--|---------|
| 三戸郡南部町大字沖田面字桑ノ木田二八の二まで三戸郡南部町大字沖田面字上村三四の一から | 八戸市南郷区大字泥障作字東小木森六の七まで八戸市南郷区大字泥障作字西山四の四から | 供用開始の区間 |
| 1110 110 110 | 平成三・三・五 | の供 期 日始 |

青森県告示第百十七号

ıΣ 三十六年建設省令第二十八号) 第二条第一項の規定により公示する。 ある道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令 (昭和 車両制限令 (昭和三十六年政令第二百六十五号) 第三条第一項第二号イの規定によ 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンで

平成二十一年三月四日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

指定する道路の路線名及び区間

| 四国五道四号 | 路線名 |
|------------------------------|-----|
| 八戸市大字尻内町字根岸河原三八戸市大字尻内町字渡ノ葉二三 | 区 |
| 二〇の四五まで | 間 |

指定する年月日

平成二十一年四月一日

青森県告示第百十八号

通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定するの |条第一項の規定により公示する。 車両制限令 (昭和三十六年政令第二百六十五号) 第三条第一項第三号の規定により、 車両の通行の許可の手続等を定める省令 (昭和三十六年建設省令第二十八号) 第

で

平成二十一年三月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

指定する道路の路線名及び区間

| 八戸環状線 | 八戸野辺地線 | 路線名 |
|--------------------------------|------------------------------|-----|
| 八戸市大字市川町字尻引前山三一八戸市大字市川町字長七谷地二の | 八戸市大字市川町字藁田柳八五八戸市大字市川町字尻引前山三 | 区 |
| 一の二五五まで | ローまで 一まで | 間 |

指定する年月日

平成二十一年四月一日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成二十一年三月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

Ξ 申請に係る特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 特定非営利活動法人まちづくりコンソーシアム三沢 平成二十一年二月十六日

羽 立 俊士

兀 主たる事務所の所在地

定款に記載された目的 三沢市東町一丁目九のニニ

五

ಶ್ ミュニティ活性化支援に関する事業を行うことにより、地域住民がその取り組みに 共感し、 この法人は、三沢市にふさわしい国際色豊かなまちづくり活動の促進及び地域コ 自信と誇りを持って暮らし、愛する地域の創造に寄与することを目的とす

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

県

森

平成二十一年三月四日

青

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成二十一年二月十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ECOリパブリック白神

Ξ 代表者の氏名

拓弥

主たる事務所の所在地

兀

弘前市大字神田五丁目四の五

定款に記載された目的

五

愛でる心を伝えていくことを目的とする。 やその他の環境に関する事業を行い、 この法人は、 世界自然遺産白神山地とそれを取り囲む都市住民に対し、 ・未来を担う子どもたちのために美しい自然を 環境教育

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証 一項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年三月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請のあった年月日

平成二十一年二月十八日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

=

特定非営利活動法人日本リンパケアセラピスト協会

代表者の氏名

Ξ

小芝 道子

主たる事務所の所在地

兀

定款に記載された目的 八戸市根城六丁目九の六

五

この法人は、リンパケアがもたらす効用に着目して、多くの人たちへ、知識の普 人材育成、 資格認定等を通じて、健康で豊かな文化的生活に資するととも

ľ 広く地域に「ホームリンパ」の輪を広げていくことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十一年三月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成二十一年二月十七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人花さき村

兀 Ξ 代表者の氏名 河原木 幸二

主たる事務所の所在地

八戸市小中野五丁目一の二四

定款に記載された目的

五

生活支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すとともに、 この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する知的障害者 (児) に対し、 福祉 地 域

サービスの向上に寄与する事を目的とする。

平成二十一年二級建築土試験及び木造建築土試験を次のとおり施行するので、青森 一級建築士試験及び木造建築士試験の施行

県建築士法施行細則 (昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号) 第十四条の規定に より公告する。 平成二十一年三月四日

吾

青森県知事 Ξ 村 申

二級建築士試験

試験の日時及び場所

1

学科の試験

(1)

日時

平成二十一年七月五日 (日) 午前十時から

(2)

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

設計製図の試験

(1) 日時

平成二十一年九月十三日 (日) 午前十一時三十分から

(2)場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

木造建築士試験

2

学科の試験

(1)日時

平成二十一年七月二十六日 (日) 午前十時から

(2)

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

設計製図の試験

(1)

平成二十一年十月十一日 (日) 午前十一時三十分から

(2)

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。 験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人 インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試

受験申込受付期間

平成二十一年四月一日 (水) から同月七日 (火) まで

受験申込方法

おいて、必要な事項を入力し申込むこと。 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(http://www.jaeic.jp/)に

受付場所における受験申込み

2

受験申込書受付期間

での受付は同月十四日 平成二十一年四月十三日 (月) から同月十七日 (金) まで (ただし、八戸市 (火) までとする。

受験申込書受付場所

青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

八戸市一番町一丁目九のニニー 八戸地域地場産業振興センター ユートリー

受験申込書類及び添付書類等

三・五センチメートルの無帽、 う付したもの) 受験申込書 (受験申込前六月以内に撮影した縦四・五センチメートル、横 無背景、 正面上三分身を写した証明写真をちょ

(2)受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、 その他

Ξ

建築に関する実務経験についての証明書

(3)受験申込用紙の請求先

合格発表 社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること。

1 二級建築士試験

学科試験 設計製図試験

平成二十一年八月二十五日頃

平成二十一年十二月三日頃

木造建築士試験

学科試験 平成二十一年九月八日頃

設計製図試験 平成二十一年十二月三日頃

その他

兀

七三 二八七八) に電話すること。 試験に関する問い合わせについては、 社団法人青森県建築士会 (電話〇一七 七

験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。 なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の都道府県指定試

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

(昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十七条第一項の規定により公告する 左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、 宅地建物取引業法

Ιţ 当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないとき

平成二十一年三月四日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社工藤不動産

代表者の氏名 工藤 和夫

免許証番号 青森県知事 (四) 第二六〇八号

宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

(昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十七条第一項の規定により公告する。 左記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法

> ĸ なお、公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないとき 当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十一年三月四日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 有限会社エイトピア

代表者の氏名 八木 昭彦

免許証番号 青森県知事 (三) 第二七四七号

Ξ

県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所·販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行